

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十九年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
医療法人健和会	天理市三島町一二五―一	天理訪問看護ステーションひまわりⅡ	（変更前） 天理市別所町二四―一四 （変更後） 天理市三島町一二五―一	平成二十九年四月一日
社会医療法人平和会	奈良市西大寺赤田町一―七一	吉田病院精神科訪問看護ステーション道	（変更前） 奈良市西大寺赤田町一―四―一三 河辺ハイライフコーポ一〇七 （変更後） 奈良市西大寺赤田町一	平成二十九年七月一日

	メグコーポレート株式会社	
	神戸市西区南 別府四―三六 八―四	
	ナビケア訪問看護 ステーション かつらぎ	
一七―一	(変更前) 葛城市北花 内六五一 ハニープラ ザヨコター 〇三 (変更後) 葛城市林堂 四七	
	平成二十九 年八月二十 六日	